

信州大学産学官連携推進本部と諏訪圏ものづくり推進機構
との間における連携協力に関する協定書

信州大学産学官連携推進本部と特定非営利活動法人(NPO) 諏訪圏ものづくり推進機構(以下「両機関」という。)は、相互の発展に資するため産学連携の分野で連携し、資源及び研究成果等の交流を促進協力するため締結した平成17年8月9日付「信州大学産学官連携推進本部と諏訪圏ものづくり推進機構との間における連携協力に関する協定書」(平成20年8月9日付更新)を更新し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両機関が、諏訪圏における産学官連携や新事業の創生、人材育成等に関する事業を協力して推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 信州大学諏訪圏産学官連携室を設置すること。
- 2) 研究シーズのデータベースの整備・公開に関すること。
- 3) 新事業のインキュベーションに関すること。
- 4) 専門技術教育及び人材育成に関すること。
- 5) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 6) その他両機関が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成23年8月9日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容を評価し両機関が合意したときは、有効期間を更新することができる。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両機関記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成23年 6月 9日

信州大学産学官連携推進本部
本部長 三浦 義正



特定非営利活動法人諏訪圏ものづくり推進機構
理事長 草間 三郎

